

仕 様 書

1 業務委託名称

住民の助け合いによる生活支援活動事業管理業務委託（単価契約）

2 履行期間

令和●年●月●日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

本市内で受注者が届出した地域

（ケアマネジャー等から届出地域以外の者に対しての生活支援活動の提供依頼があったときに受注者が適切な活動者の確保が可能と判断した場合の届出地域以外の当該活動場所を含む。）

4 事業の目的

団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市町村が中心となって、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいを包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要な政策課題となっている。

地域包括ケアシステムの構築に向けた取組として、平成27年4月に介護保険法が改正施行され、同法第115条の45第1項に介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新しい総合事業」という。）が規定されたところであり、本市においても、平成29年度から実施している。

新しい総合事業においては、一般介護予防事業が一層重要とされており、高齢者が主体的に介護予防に取り組み、その取組が継続し、拡充していくような地域づくりが求められている。

このようなことから、本市においては、本市の区域内に居住する本市が行う介護保険の第1号被保険者が、本市が実施する「介護予防ポイント事業」の活動登録者（以下「活動登録者」という。）として、要支援者等に対し、生活支援活動（要支援者等の居宅等において行う掃除、洗濯、買物等の日常生活の援助のための活動並びに利用対象者が行う買物、通院又は薬の受取りの同行及び利用対象者に対して行うその他の日常生活上の支援のための活動（生活援助活動等と一体的に行われるものであって軽微なものに限る。）をいう。）を行うことにより、自身の生きがいくつくりと介護予防を推進するとともに、要支援者等の生活の質の確保及び向上を図り、地域における住民相互の助け合いの体制づくりを推進することを目的として実施する。

5 業務内容

（1）生活支援活動の実施に係る研修の開催及び活動登録者の登録

生活支援活動を希望する活動登録者に対して、円滑に活動できるよう活動を行う際の留意事項や必要なスキル等についての研修を行うこと。なお、すでに受注者において他の事業等で同等の研修を実施している場合は不要とする。

研修を修了した活動登録者について、生活支援活動の活動登録者として登録を行うこと。

（2）利用対象者の登録及び活動登録者とのコーディネート業務

利用対象者又は当該利用対象者のケアマネジメントを行う地域包括支援センター若しくは

地域包括支援センターから当該ケアマネジメントの一部委託を受けた居宅介護支援事業所の介護支援専門員（以下「担当ケアマネジャー等」という。）から、生活支援活動の提供の依頼があったときは、利用対象者の居宅を訪問するなどの方法でアセスメントを行うことにより当該利用対象者の情報を収集・把握し、当該利用対象者に対し適切に生活支援活動を提供することができる活動登録者の活動調整を行う。収集した利用対象者の情報について登録を行う。

なお、活動調整を行った活動登録者が活動予定日に急遽活動ができなくなった場合等には、他の者（活動登録者であるかどうかは問わない）が活動提供できるよう調整を行う。

（３）介護予防サービス計画等の確認業務

担当ケアマネジャー等から生活支援活動の提供の依頼があったときは、当該担当ケアマネジャー等に対し、法第８条の２第１６項に規定する介護予防サービス計画（施行規則第８３条の９第１号ハ及びニに規定する計画を含む。）又は法第１１５条の４５第１項第１号ニに規定する第１号介護予防支援事業において作成する計画（以下「介護予防サービス計画等」という。）の提出を求め、当該介護予防サービス計画等の内容を確認するとともに、必要に応じて担当ケアマネジャー等と上限利用回数について、調整を行う。

（４）活動登録者の活動実績に応じた評価ポイントの管理・報告業務

活動登録者が利用対象者に対し生活支援活動を提供したときは、当該活動登録者に対し活動内容を文書で報告（以下「活動報告」という。）させ、当該活動登録者が行った生活支援活動の内容を評価し、当該活動登録者が所持する介護支援等活動手帳に生活支援活動１回につき評価ポイント（大阪市介護予防ポイント事業実施要綱（以下「介護予防ポイント要綱」という。）第５条第１項に規定する評価ポイントをいう。）６ポイントの介護予防ポイント手帳（以下「手帳」という。）への証印又は「大阪市介護予防ポイント事業アプリ」（以下「アプリ」という。）へのポイント付与登録（以下「証印等」という。）を行う。また、生活支援活動の評価は、月ごとに取りまとめた上で、翌月１０日までに、所定の方法により介護予防ポイント事業の受託管理機関へ報告する。

※ 証印等については、活動登録者が、アプリを使用している場合はアプリへのポイント付与登録を、アプリを使用していない場合は手帳への証印を行う。

（５）活動実績報告

ア 本市に対し、活動実績を本市の指定する方法により、毎月、翌月１０日までに報告すること。

イ 本業務の実施状況把握のため、本市職員は随時、受託者の実施施設へ立ち入り、本業務にかかる帳簿等の検査を行えるものとし、必要に応じその実施状況の改善を指示する。

（６）活動登録者以外の活動者が活動提供したときの活動者への謝礼の支払

上記（２）において、活動調整を行った当初の活動登録者が活動予定日に急遽活動ができなくなった場合等で、他の者が活動提供できるよう調整の上、生活支援活動を提供したときは、謝礼を当該活動者へ支払うこと。なお、謝礼の金額は、受注者で設定するものとし、６００円以上とすること。ただし、当該活動者が活動登録者の場合は、上記（４）のとおり、評価ポイント６ポイントの証印等を行うため、設定金額から６００円を差し引いた金額を支払うこととする。

（７）その他の業務

ア 活動登録者及び利用対象者等からの問合せ・相談対応

活動登録者や利用対象者等からの問合せ・相談に応じる体制を整え適正に対処する。

イ 活動登録者の社会参加の促進

本事業への参加を契機に活動登録者が、介護予防や生きがいがづくりの取組など新たな社会参加へとつながるよう、必要に応じて地域での活動や関係機関の紹介を行う。

ウ 地域団体等との連携

本事業の広報・周知および登録時研修の開催場所について、地域団体等の協力を得られるよう事業展開を行う。

エ その他

本事業の実施に係る広報・周知のほか、発注者が実施する他の事業の広報・周知に関しても可能な限り協力する。また、活動登録者や利用対象者が着実に増加するよう、受託者の事業実施地域等において、本事業の広報・周知活動を含めた取組を行う。

6 業務委託料の支払い

業務委託料は、活動実績数に次の単価をそれぞれ乗じた合計金額を一月単位で支払う。

1回（1時間）あたりの単価（税抜）

活動者	活動登録者	1,000 円
	上記以外の者	1,600 円

7 留意事項

（１）住民の助け合いによる生活支援活動事業の実施状況等について、月次のほか発注者の求めがあった場合には随時報告を行うこと。また、必要に応じて事業実施状況に関する調査に協力すること。

（２）公正・中立性の確保

業務の遂行にあたっては公正・中立性を確保しなければならない。

（３）情報公開への対応

受注者は、「大阪市情報公開条例」の趣旨を踏まえ、事業の運営に関する情報を公開するため、必要な措置を講じなければならない。

（４）苦情処理体制の整備

苦情処理にあたっては対応マニュアルの整備、責任者の明示など適切に体制を整備すること。

（５）再委託の制限

ア 業務委託契約書（経常型）第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

（イ）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

（ロ）上記「５ 業務内容」に関する業務

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、上記ウに規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書（経常型）第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

（6）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

8 個人情報の保護について

本業務において個人情報を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、大阪市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、受注者の従事者にも各条項の規定を遵守させ、次に掲げる個人情報保護の措置を講じること。

- ア 関係者すべてにおいてデータ保護及び機密保護等に関して適切な措置を講じるとともに、本委託業務に係る個人情報について、第三者への提供を禁止すること
- イ 個人情報の管理方法および管理場所等の報告をすること
- ウ 本委託業務に関して取得し、又は作成した個人情報が記録されている文書、図面若しくは電磁的記録の複写及び複製を禁止すること
- エ 本委託業務を受託し、又は受託していた業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的の利用について禁止すること
- オ 必要に応じて、発注者職員による立ち入り検査を受けること
- カ 受注者の管理する個人情報については、最終報告終了後、発注者の確認を受けた後、すぐに復元できない形状にして廃棄すること

9 その他

- （1）本業務を受注した場合は、本業務のほか、介護予防ポイント事業実施要綱に基づき、居宅要支援被保険者等である利用対象者以外の者から生活支援活動の提供依頼があったときに、次の事項の内容の対応もあるため、留意すること。

- ア 当該依頼者に対し適切に生活支援活動を提供することができる活動登録者の活動調整を行う。
- イ 上記アの活動調整後、活動登録者が生活支援活動を提供したときは、当該活動登録者に対し活動報告させ、当該活動登録者が行った生活支援活動の内容を評価し、生活支援活動 1 回につき評価ポイント 6 ポイントの証印等を行う。
- ウ 上記イで行った評価は、月ごとに取りまとめた上で、翌月 10 日までに、所定の方法により介護予防ポイント事業の受託管理機関へ報告する。

- （2）この契約の履行に際して、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成 18 年大阪市条例第 16 号）の趣旨を踏まえ、「公正な業務執行に関する特記事項」を遵守すること。

(3) 大阪市暴力団排除条例を遵守すること。

(4) 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

(5) この仕様書に定めるほか、「住民の助け合いによる生活支援活動事業実施要綱」、「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」及び介護予防ポイント事業実施要綱を遵守すること。

10 担当部署

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課

電話：06 - 6208 - 8060 ファックス：06 - 6202 - 6964

【本業務フロー図】

